

内子町 結婚新生活支援事業



新婚さんの 結婚生活を応援します

内子町では、新婚世帯がより良い環境で結婚生活をスタートできるよう、新居の住宅費用や引越費用、家電費用などの補助を行っています。

お気軽にお問合せください。



お問い合わせ先

内子町役場 企画情報課

TEL 0893-44-6151

kikaku@town.uchiko.ehime.jp



補助対象要件

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦
- 町内在住で夫婦ともに39歳以下の世帯
- 世帯の所得が500万円未満（29歳以下の場合は、660万円未満）であること

※その他の要件についてはHPを参照
またはお問い合わせください



補助金額

- 夫婦ともに29歳以下の世帯
〈 合計所得500万円未満 〉

上限 80万円

- 〈 合計所得660万円未満 〉

上限 40万円

※いずれも省エネ・時短家電の購入費上限
20万円を含む

- 夫婦ともに39歳以下の世帯

上限 30万円

補助対象経費

- 住宅の購入費
- リフォーム費
- 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 引越費用
- 省エネ時短家電（29歳以下の夫婦に限る）

対象期間

令和7年4月1日（または婚姻日）から
令和8年3月10日までに支払った費用



申請に必要な書類

- 内子町結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- 内子町に居住している夫婦の双方又は一方の住民票の写し
- 夫婦の記載がある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は婚姻証明書等の婚姻日が確認できる書類
- 夫婦の所得証明書
- 夫婦の滞納がないことを証明する書類（完納証明書等）
- 奨学金の返済額が分かる書類の写し（完納証明書と同一期間のもの）※該当者のみ
- 工事請負、売買又は賃貸借に係る契約書の写し及び領収書
- その他町長が認めるもの

※その他、申請内容に応じて必要書類が異なりますので、
事前にお電話にてご相談ください

対象となる家電

1. 省エネ家電

東一省エネラベル2つ星以上の製品

「省エネ型製品情報サイト」に
掲載されている商品に限る



- | | |
|---------|---------------|
| • エアコン | • 電球 |
| • テレビ | • 電気便座 |
| • 電気冷蔵庫 | • エコキュート・温水機器 |
| • 電気冷凍庫 | • その他町長が認めるもの |
| • 照明器具 | |

2. 時短家電

家事負担を軽減する商品

- | | |
|---------------|-----------------|
| • 洗濯・乾燥機 | • 調理家電 |
| • 掃除機 | オーブンレンジ（電子レンジ）、 |
| • 食器洗い乾燥機 | トースター、炊飯器、自動調理器 |
| • その他町長が認めるもの | （電気圧力鍋、電気ポット）、フ |
| | ードプロセッサなど |